

別紙31 昭和56年2月7日付微徵4-2ほか1課共同「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達（国税庁関係）の全文改正について」

新 旧 対 照 表

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等 　　第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等 　　第20条の2関係 航空機等に対する強制執行等</p> <p>1 滞納処分による差押えがされている航空機に対する強制執行又は競売 　　滞納処分による差押えがされている航空機に対して強制執行又は競売（20条関係1参照）が開始された場合には、次に定めるところによるほか、滞納処分により差押えられた不動産に対する強制競売に関する第12条関係から第17条関係までに定めるところに準じて取扱う（令12条の2及び規則23条の2において準用する法第5条3項本文、6条、8条、9条、10条1項、3項及び4項、12条2項、13条から16条まで及び令11条1項（令7条から9条までを準用）並びに規則22条）。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p> <p>(注)1 上記の場合において、第19条関係4の(5)による通知は、<u>国土交通大臣</u>（送付先は<u>国土交通省航空局</u>）に対して行うこと留意する（執行規則84条参照）。</p> <p>2~3 省略</p> <p>第3章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分 　　第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分 　　第36条の2関係 航空機等に対する滞納処分</p> <p>1 強制執行又は競売が開始されている航空機に対する滞納処分 　　強制競売又は競売が開始されている航空機に対する滞納処分については、強制競売の開始決定があった不動産に対する滞納処分に関する第29条関係から第33条関係までに定めるところに準ずる（令26条及び規則40条において準用する法25条、26条1項及び3項、27条1項、29条2項、30条、31条、32条、33条2項、令24条1項（令18</p>	<p>第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等 　　第2節 不動産又は船舶等に対する強制執行等 　　第20条の2関係 航空機等に対する強制執行等</p> <p>1 滞納処分による差押えがされている航空機に対する強制執行又は競売 　　滞納処分による差押えがされている航空機に対して強制執行又は競売（20条関係1参照）が開始された場合には、次に定めるところによるほか、滞納処分により差押えられた不動産に対する強制競売に関する第12条関係から第17条関係までに定めるところに準じて取扱う（令12条の2及び規則23条の2において準用する法第5条3項本文、6条、8条、9条、10条1項、3項及び4項、12条2項、13条から16条まで及び令11条1項（令7条から9条までを準用）並びに規則22条）。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p> <p>(注)1 上記の場合において、第19条関係4の(5)による通知は、<u>運輸大臣</u>（送付先は<u>運輸省航空局</u>）に対して行うこと留意する（執行規則84条参照）。</p> <p>2~3 省略</p> <p>第3章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分 　　第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分 　　第36条の2関係 航空機等に対する滞納処分</p> <p>1 強制執行又は競売が開始されている航空機に対する滞納処分 　　強制競売又は競売が開始されている航空機に対する滞納処分については、強制競売の開始決定があった不動産に対する滞納処分に関する第29条関係から第33条関係までに定めるところに準ずる（令26条及び規則40条において準用する法25条、26条1項及び3項、27条1項、29条2項、30条、31条、32条、33条2項、令24条1項（令18</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>条から22条までを準用))。</p> <p>(注) 上記の場合には、第35条関係2の(3)の通知は、<u>国土交通大臣</u>（送付先は、<u>国土交通省航空局</u>）に対して行うことに留意する（執行規則84条参照）。</p> <p>(別紙様式3) 差押財産引渡通知書 (別紙様式4) 差押財産引渡依頼書 (別紙様式5) 差押解除書及び差押財産引渡済通知書 (別紙様式6) 差押財産引渡済通知書 (別紙様式7) 残余金交付通知書 (別紙様式8) 残余金皆無通知書 (別紙様式9) 差押財産引受通知書 (別紙様式10) 差押え及び交付要求解除（通知）書 (別紙様式11) 差押（通知）書及び交付要求書 (別紙様式14) 事情届通知書 (別紙様式15) 債権差押通知書 (別紙様式16) 債権差押通知書及び交付要求書 (別紙様式17) 滞納現在額申立書</p> <p>【上記各様式中】 「<u>財務事務官</u>」</p>	<p>条から22条までを準用))。</p> <p>(注) 上記の場合には、第35条関係2の(3)の通知は、<u>運輸大臣</u>（送付先は、<u>運輸省航空局</u>）に対して行うことに留意する（執行規則84条参照）。</p> <p>(別紙様式3) 差押財産引渡通知書 (別紙様式4) 差押財産引渡依頼書 (別紙様式5) 差押解除書及び差押財産引渡済通知書 (別紙様式6) 差押財産引渡済通知書 (別紙様式7) 残余金交付通知書 (別紙様式8) 残余金皆無通知書 (別紙様式9) 差押財産引受通知書 (別紙様式10) 差押え及び交付要求解除（通知）書 (別紙様式11) 差押（通知）書及び交付要求書 (別紙様式14) 事情届通知書 (別紙様式15) 債権差押通知書 (別紙様式16) 債権差押通知書及び交付要求書 (別紙様式17) 滞納現在額申立書</p> <p>【上記各様式中】 「<u>大蔵事務官</u>」</p>